

「ふくしまっ子子ども総合補償制度」パンフレット・チラシ表記一部誤りのお詫びと訂正

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、各小中学校へ配布いたしました「ふくしまっ子子ども総合補償制度」のパンフレットおよびチラシにおきまして、一部記載内容に誤りがございました。

謹んでお詫びを申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

敬具

記

1. 「ふくしまっ子子ども総合補償制度」のパンフレット(令和3年度版)

【該当箇所】表紙の比較表

	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	福島県 PTA 安全互助会補償制度		
ふくしまっ子子ども総合補償制度では、スポーツ振興センターの災害共済給付制度や安全互助会補償制度の支払いにかかわらず保険金をお支払いします。	災害共済給付制度	単位 PTA (学校) で一括加入 (全員が自動的に補償の対象)	項目1	
給付または補償される活動範囲	学校の授業中、在校中、 登下校中 等	条件によって制限されます。	項目2	
給付または補償を受けられる方の範囲	学童			
ご自身のケガ	学校の休憩時間に、グラウンドで転んで骨折した。	○	×	項目3
	修学旅行中にケガをした。	○	×	
	登下校中に車にはねられ骨折した。	○	○	
	学校外で行われた PTA 主催のお祭りでケガをした。	×	○	項目4
	放課後、サッカーをしていてケガをした。	○※1	○	
	休日に自転車運転中、転倒して左足を骨折した。	×	○	
	熱中症や食中毒で入院した。	○	○※2	項目5
	〇-157 や新型コロナウイルスに感染し入院した。	○	×	
	地震や津波でケガをした。	×	×	
	賠償責任			
自転車で他人にぶつかり、ケガをさせた。	-	○		
自転車で駐車中の車にぶつかり車を傷つけた。	-	○		
放課後に野球をしていて近所の窓ガラスを割った。	-	○		
その他	山で遭難して捜索してもらった。	×	-	
	扶養者がケガにより死亡した。(育英費用補償)	×	-	
	携行品に損害が発生した。	×	-	
病気により入院した。	○※1	-		

※1 事例によっては対象にならない場合があります。 ※2 学校管理下外の場合は、2021年4月始期より補償する予定です。

項目	誤	正
1	スポーツ振興センターの災害共済補償制度や	スポーツ振興センターの災害共済給付制度や
2	補償される活動範囲	給付または補償される活動範囲
3	保険の補償を受けられる方の範囲	給付または補償を受けられる方の範囲
4	×	○ ※1 事例によっては対象にならない場合があります。
5	×	○

2. 「ふくしまっ子子ども総合補償制度」のチラシ(令和3年度版)

【該当箇所】裏面の比較表

「ふくしまっ子子ども総合補償制度」では、福島県PTA安全互助会の学童・PTA会員傷害・賠償補償制度での保険金のお支払いや、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める災害共済給付に関わらず保険金をお支払いします。

	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	福島県PTA 安全互助会補償制度	ふくしまっ子 子ども総合補償制度
		単位PTA(学校)で一括加入 (全員が自動的に補償の対象)	個人での任意加入
給付または補償される活動範囲	学校の授業中、在校中、 登下校中等	<ケガ> ①PTA活動中 学童やPTA会員などがケガをした場合 ②「学校の授業中、在校中、学校行事参加中」以外 学童がケガをした場合	24時間・365日
給付または補償を受けられる方の範囲	学童	<賠償責任> ①24時間 学童の行為が原因で、学童や保護者が 賠償責任を負担する場合 ②PTA活動中 PTA活動中の事故が原因で PTAが法律上の賠償責任を負担する場合	学童 (個人賠償責任補償は 同居の家族を含む)
学校の休憩時間に、グラウンドで転んで骨折した。	○	×	○
放課後、サッカーをしてケガをした。	○※3	○	○
放課後、サッカーをしてケガをした。	○※3	○	○
休日に自転車運転中、転倒して左足を骨折した。	×	○	○
熱中症や食中毒で入院した。	○	○※1	○
〇-157に感染し入院した。	○	×	○
新型コロナウイルスに感染して入院した。	○	×	○
山で遭難して捜索した。	○※3	-	○※2
山で遭難して捜索した。	○※3	-	○※2
病気により入院した。	○※3	-	○※2
携行品に損害が発生した。	×	-	○※2

※1：学校管理下外の場合は、2021年4月期より補償します。 ※2：お選びいただくプランによっては補償されない場合があります。 ※3：事例によっては対象にならない場合があります。

項目	誤	正
1	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める災害 補償給付に	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める災害 共済給付に
2	補償される活動範囲	給付または補償される活動範囲
3	保険の補償を受けられる方の範囲	給付または補償を受けられる方の範囲
4	×	○ ※3: 事例によっては対象にならない場合があります。
5	×	○

3. お問い合わせ先

本件についてPTA会員や保護者、また学校関係者等の方から問い合わせがあった場合には、下記照会先をご案内いただきますようお願い申し上げます。

<照会先> ジェイアイシーセントラル株式会社 福島スクールセンター 0120-049-300
共栄火災海上保険株式会社 東北支店 福島支社 024-554-3006

以上